

平成 2 0 年 度

定期監査（部局監査及び施設監査〈第 I 期〉）

結果報告書

平成 2 0 年 9 月

豊 島 区 監 査 委 員

写

20 豊監発第 55 号
平成 20 年 9 月 29 日

豊島区長 高野之夫 様

豊島区監査委員 山 木 仁
同 寺 澤 隼 人
同 鳴 川 智 久
同 中 田 兵 衛

平成 20 年度定期監査（部局監査及び施設監査＜第 I 期＞）の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 20 年度定期監査（部局
監査及び施設監査＜第 I 期＞）の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、別添の
とおり提出いたします。

定期監査（部局監査及び施設監査〈第Ⅰ期〉）結果報告書

第1 定期監査の対象部局、施設等

1. 部局監査の対象部局

（1）政策経営部

企画課、財政課、行政経営課、秘書課、広報課、情報管理課

（2）総務部

総務課、人事課、人材育成課、契約課、防災課、危機管理担当課長、
治安対策担当課長、男女平等推進センター

（3）施設管理部

財産運用課、施設課、庁舎建設室、施設計画課

（4）区民部

区民活動推進課、地域区民ひろば課、区民課、税務課、国民健康保険課、
高齢者医療年金課、東部区民事務所、西部区民事務所、副参事（自治協
働推進担当）

（5）文化商工部・図書館担当部長・特命参事（文化施策調整担当）

生活産業課、文化デザイン課、文化観光課、学習・スポーツ課、
図書館課

（6）清掃環境部

計画管理課、環境課、環境政策担当課長、豊島清掃事務所

（7）－1 保健福祉部

管理調整課、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課、介護保険課、
中央保健福祉センター

（7）－2 池袋保健所・健康担当部長

地域保健課、生活衛生課、健康推進課、長崎健康相談所

（8）子ども家庭部

子ども課、子育て支援課、保育園課

（9）都市整備部

都市計画課、住環境整備課、都市開発課、住宅課、建築指導課、建築審
査課、副参事（都市再生担当〈10月1日付、都市再生プロジェクト担当課長〉）

（10）土木部

道路管理課、道路整備課、交通安全課、公園緑地課

（11）会計管理室

会計課

（12）教育委員会事務局教育総務部

教育総務課、学校運営課、教育指導課（竹岡健康学園の施設視察を含む）、

教育改革担当課長

(13) 選挙管理委員会事務局

(14) 監査委員事務局

(15) 区議会事務局

議会総務課

2. 部局監査に伴い実施した施設監査（第Ⅰ期）の対象施設

(1) 総務部

男女平等推進センター

(2) 区民部

南池袋斎場、西部区民事務所（南長崎第四区民集会室を含む）

(3) 文化商工部・図書館担当部長

生活産業プラザ、長崎第四区民集会室、長崎第五区民集会室、
中央図書館（駒込図書館及び上池袋図書館を含む）

(4) 清掃環境部

豊島清掃事務所

(5) 保健福祉部

西池袋第二区民集会室、西部保健福祉センター（要町第一区民集会室
を含む）、池袋保健所、長崎健康相談所

(6) 子ども家庭部

東部子ども家庭支援センター

(7) 都市整備部

東池袋4・5丁目まちづくりセンター

(8) 土木部

道路工事事務所、千川駅南自転車駐車場、千川駅西自転車駐車場

第2 監査実施期間

平成20年4月17日（木）から平成20年8月7日（木）まで

第3 監査の観点

平成19年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理状況等について、平成20年度監査計画に基づき定期監査（部局監査及び施設監査第Ⅰ期）を実施した。

第4 監査の方法

定期監査（部局監査）をより効率的かつ効果的に進めるために、監査委員事務局職員による事務監査を先行して実施し、事務監査の結果を踏まえ

て監査委員監査を実施した。

事務監査（４月１７日～６月３日）は、主として庶務・服務関係、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産及び施設の管理等の事務について、関係書類及び帳簿等を調査し、担当職員からの説明聴取を行った。

監査委員監査（６月５日～８月７日）においては、事務監査の結果並びに部局監査に伴い実施した施設監査（第Ⅰ期）の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づく各主管課長からの説明を受け、決算数値の確認、事業の有効性、費用対効果の効率性等の観点を中心に質疑応答による監査を実施した。

なお、各部局の最初に行う課の監査実施の際、当該部局長から「部の組織と分掌事務」及び「部の主要課題と対応状況」についての説明を聴取した。

第５ 監査の結果

財務に関する事務及び施設の管理事務は、概ね適正に執行及び管理されており、特に文書により指摘すべき事項は認められなかった。

なお、事務監査の際、各部局課の事務処理方法等に対して、口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

第６ 監査結果等による改善措置等の報告

定期監査の結果は前項のとおりであるが、地方自治法第１９９条第１０項の規定により、次項のとおり改善等に向けての意見を申し添える。

意見の事項別に記載した所管部（局）課においては、関連する部（局）課と十分に協議し、それぞれ改善等の措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１２項に基づき、その旨を通知されたい。

第7 意見

1. 補助金について

平成19年度に本区が支出した補助金は、255件、決算額は1,967,071千円（「平成19年度補助金一覧」による）であり、歳出決算額に占める割合は2.1%となっている。

補助金のあり方については、平成12年度の「補助金検討委員会報告」を受け、平成13年度から事業補助を基本としたうえで、「区民活動支援事業補助金」と「重要政策補助金」の2種類に大別する補助金制度改革が実施された。また、「区民活動支援事業補助金」の創設にともない学識経験者と公募区民で構成される「補助金等審査委員会」が設置された。

平成19年度に支出された「区民活動支援事業補助金」は、その対象事業すべてについて補助割合が補助対象事業費の2分の1以内となっているのに対し、国、都の補助金制度以外の区単独補助金の中で「重要政策補助金」及び「その他補助金」については、事業費にかかわらず定額で補助されるものと10%から100%まで様々な補助割合で補助されているものがある。

前回の補助金制度の改革から6年以上が経過している中で、この間の区民活動の質量の両面での変化などの状況を踏まえ、より透明性や公平性を確保する観点から補助金制度の見直しを行う必要が生じてきている。

したがって、以下の各事項について要望する。

- ① 現在進められている自治推進委員会における「協働の視点に立った補助金のあり方」に関する審議状況を踏まえ、現在の補助金の状況や今後の区の施策展開の方向等を踏まえて、効果的な補助のあり方と補助金の区分に応じた補助の基本的考え方や補助割合等について検討されたい。

また、現在の補助金事業の中で、区が実施主体となり、区から団体への委託事業として実施する方がより効果的な事業がないかどうかという観点からもあわせて検討されたい。

- ② 区の外郭団体に対する補助のあり方については、公益法人改革の動向も踏まえ、各団体の経営改善計画の策定などの際に区と団体との関係のあり方について再検討を行ったうえで、適切な補助水準のあり方や補助額算定の明確化等に努められたい。また、運営費補助又は人件費補助を例外的に支出する場合には、要件、基準、補助金額等についても明確な方針を策定されたい。

- ③ 補助金全般にわたる審査体制と補助対象事業にかかる成果の検証体制を充実強化し、補助金予算やその執行にかかる透明性を高め、適正性を確保するための取組みを推進されたい。

《参考 補助金予算の比較—対18年度》

(単位:千円)

種 別	19年度		18年度		増 減	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
区民活動支援事業補助金	90	21,163	88	20,662	2	501
重要政策補助金	59	287,529	64	296,068	△5	△8,539
その他補助金	106	2,090,179	98	5,338,883	8	△3,248,704
計	255	2,398,871	250	5,655,613	5	△3,256,742

予算額ベースで平成18年度と比較したのが上表である。全体としての補助件数は横ばいだが、補助金予算については「その他補助金」を中心に大幅な減額となっている。これは、平成18年度まで予算化されていた市街地再開発事業補助金（東池袋四丁目）3,315,000千円の対象事業が終了したことにより、平成19年度予算からは計上されていないことが大きく影響しているもので、この要因を除けば、予算額についてもほぼ横ばいの傾向である。

○所管部課：政策経営部企画課、同行政経営課、区民部区民活動推進課、区民部副参事（自治協働推進担当）

○関連部課：補助事業担当部課

2. 契約等について

主管課契約の適正化については、本年度監査の重点事項として審査した結果、各部局の主管課契約に関し課題が依然としてあるため、以下の各事項について要望する。

(1) 主管課契約の適正化について

契約事務規則第3条の2の規定において、契約事務の分掌の特例が設けられており、物品の買入れや業務委託、印刷、製本等の請負について1件の予定価格が30万円未満のものについては当該課で処理するものとされている。これにともない各主管課は適正に契約事務を執行する必要があり、以下の点に留意のうえ事務の執行にあたられたい。

① 分割発注の禁止

配線及び修繕工事契約において、2か月の期間内で10回にわたりほぼ同内容の業務委託契約が行われていた事例や短期間で複数回にわたり機器の保守業務の委託が行われていた事例などがあつた。同様の事例が印刷や物品購入、施設の修繕業務等でも見受けられた。

実施すべき業務が直前に迫り時間的に切迫した状況の中で契約が行われたものもあるが、やや適切さを欠くと見受けられる事例もあるため、主管課契約の適正な処理について改めて全庁的に調査の上、各課に対する必要な指導を徹底されたい。

② 見積書の徴取

30万円未満の主管課契約の締結にあたっては複数業者からの見積書を徴することが原則となっている。しかしながら、1社からの見積書のみで契約を行っているケースが多く部の局に見受けられた。

複数業者からの見積りを必要とする理由については、公平な競争を確保し適正な価格で契約を締結することにあるが、事務手続きの煩雑さ等を避けるため遵守されていない事例が多く見受けられた。

主管課契約における業者見積り徴取の方法や手続きについて調査の上で契約内容に応じて適正価格が確保される方法など効率性、適正性の観点から取扱い方法等を検討されたい。

③ 指定理由書の記載

主管課契約において、特定業者と随意契約を締結する場合には業者の指定理由書を契約関係書類に添付することとされている。

しかし、その記載内容が、特定業者を指定する理由として充分でない事例が散見された。

契約課は、各所管課に対し業者選定がより明確になるよう記載方法等について指導を徹底されたい。

④ 成果品の納品、履行検査

契約事務規則第58条の規定により主管課検査が認められている契約（主管課契約でないものを含む）において、年度末の納期限を過ぎても成果品の納品が確認できない事例が印刷物のデザイン委託契約や調査委託契約等で見受けられた。納品にあたって事前チェックや内容確認等が遅れたことによるなどの事情があるとしても適切さを欠くものである。

特に業務委託契約や印刷契約においては、納期までの進行管理を計画的に行い、委託した業者が納期には納品が可能となるよう主管課側で十分な取組みを行い、契約の履行にかかる適正化を図られたい。

(2) 大規模工事における一括発注について

今後、学校改築計画をはじめ、平和小学校跡地の複合施設整備、長崎中学校跡地の整備など、大規模施設の改築や新築工事が順次実施される計画となっている。

平成17年度に竣工した区立明豊中学校の建設工事においては、一括発注を実施したことにより、他校の工事に比し建設費を大幅に節減することができた。工事の性質又は種別、全体の工事コスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資する分割発注が相当である場合を除き、大規模工事については一括発注契約への取組みに努められたい。

(3) 総合評価競争入札制度の導入について

平成19年度より一部の公共工事の入札において新たに「総合評価入札制度」の試行が開始された。その制度は価格だけでなく品質を含めた総合的に優れた内容の契約を目的とするものであり、2件の工事契約について実施された。これらの実施成果を検証しつつ、今後、導入件数の拡大に向けて積極的な検討を進められたい。

○所管部課：総務部契約課

3. 政務調査費について

政務調査費については、平成19年度定期監査結果報告において使途基準に関する明確な基準づくりや収支報告書への領収書等証拠書類の原本添付、収支報告書に対する審査体制の整備につき要望を述べたところである。

その後、「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正が行われ、収支報告書への領収書等証拠書類の原本の添付が義務化された。しかしながら、使途基準の明確化等については区議会において議会改革検討会での検討が進められてきたが、未だ結論を得るには至っていない状況である。

使途基準の明確化や審査体制の強化を含め、政務調査費をめぐる状況に鑑みて再度次の事項について要望する。

- ① 政務調査費の公正かつ透明性の高い執行の必要性の観点から、使途基準に関する具体的かつ明確な基準づくりを行い、政務調査費の使途について個々具体的な適否の判断が可能となるよう制度の整備を図られたい。
- ② 「豊島区議会政務調査費の交付に関する条例」第9条においては「区長は、(中略) 必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」として政務調査費の返還について規定されているが、政務調査費の一層の責任ある執行を確保するため、支出内容に対する審査体制の充実も不可欠である。この点の整備を図られたい。
- ③ そのうえで、議員報酬及び政務調査費の額について時代の趨勢にあったものとなっているかどうか、特別職報酬等審議会への諮問を行うことについても考慮されたい。

○所管部課：総務部総務課、区議会事務局

4. としま未来文化財団について

(1) 今後の方向性について

現在当財団は区の外郭団体として最も大きい規模を有する財団法人であり、豊かな区民生活と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として文化・芸術活動の進展やコミュニティの醸成、まちづくり活動の促進に関する事業を展開している。これらの事業のうち、まちづくり活動の促進に関する事業については、平成17年4月に旧財団法人豊島区街づくり公社の事業を継承したものである。

現在の財団で実施されている事業のウエイトは、まちづくり活動の促進事業より文化・芸術活動等の振興に力点がおかれている。平成19年度の財団収支計算書によれば、まちづくり活動促進事業への支出額は約443万円であり、文化・芸術活動支援事業及びスポーツ・レクリエーション振興事業への事業費支出の約2億2,840万円に比較して2%程度である。また、実施する事業についても文化・芸術関係が大半である。

事業展開の範囲が広がる中で、区の財団担当部局についても政策経営部行政経営課、文化商工部文化デザイン課、都市整備部都市計画課などそれぞれの部課が所管事業を実施するのに必要な助成・指導を個別に行っているのが現状である。

今後の財団の運営にとっては外郭団体として区の重点施策にどのような形で参画し、その存在意義を発揮し、豊かな区民生活と活力ある地域社会の形成に貢献していくのかが大きな課題となる。

芸術、文化、学習関連事業や舞台芸術交流センターなどの文化・スポーツ関連施設の指定管理等を中心に事業展開している現在の状況や今後財団に求められる役割などを勘案すれば、こうした事業展開に取組みの重点を移し、まちづくり活動の関連事業については区との関係で役割や事業の見直しを図る必要があると考える。財団のあり方や今後の方向性について、関連する部課において十分な協議、検討を進められたい。

(2) 財団に対する補助金について

財団に対する区からの補助金については、平成19年度においては、約188,152千円が支出されている。それぞれの補助金担当課が支出しており、補助金の内容も事業費補助のみならず、運営費補助や人件費補助などにもわたっている。補助金が複数の部局にわたり、財団への補助の全体像が把握しにくい状況となっていることから、財団に対する区の事業調整や指導の中心となる組織や補助の仕組みなどについて、透明性と効果の高いものになるよう検討を進められたい。

また、政策経営部行政経営課が所管する財団運営経費補助金については、

平成19年度財政援助団体等監査結果報告においても述べたとおり、平成17年度からの3か年にわたる管理費の不足を想定しそれを補う補助金として支出されてきたものであるが、その必要性や、算定方法の明確性及び清算方法、さらに財団全体の収支状況を考慮した運営補助のあり方について検討を求めたところである。

しかし、検討結果が出されない状況で平成20年度予算においても引き続き2,000万円が予算化されている。

平成13年度の補助金制度見直しにより原則交付しないこととされている運営費補助又は人件費補助を支出する場合には、その支出の要件、基準、補助金額等について明確な方針が必要と考える。また、財務処理上の観点からも、財団が自主事業積立資産のための支出など特定預金への積立を行ったうえで、管理費不足分として区に補助を求め、区からの運営費補助金が交付されるということは補助の必要性の観点からも望ましいこととは言えない。

当該補助金のあり方については早急に結論を出されるよう改めて要望する。

- 所管部課：政策経営部行政経営課、文化商工部文化デザイン課、都市整備部都市計画課
- 関連部課：文化商工部生活産業課、同文化観光課、同学習・スポーツ課、都市整備部住環境整備課、同住宅課

5. 財産の有効活用について

(1) 行政財産貸付制度の運用について

平成18年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体も経済活動の一主体であることを踏まえ、空き庁舎など行政財産である建物を一部貸付できるようにする趣旨により当該制度が創設され、より柔軟な財産運用を可能にするものとなった。

本区においては、公有財産の有効な利活用の具体的な取組みとして同制度の活用を図り、平成20年6月、千登世橋教育文化センター地下1階部分に地下鉄副都心線雑司が谷駅連絡通路が設置されるに際し、当該連絡通路に面した残余のスペース約150㎡について、店舗用としてコンビニエンスストアと5年にわたる貸付契約を締結し、行政財産貸付の第一号としてスタートさせた。

これまで行政財産をその行政目的外に利用しようとする場合は、地方自治法238条の4第7項の規定に基づき使用許可をしてきたところである。

使用許可は行政処分であり、使用料は条例・規則により計算され、低廉な額となっているのが現状である。また、使用許可期間も原則1年を超えることができず、一方的に取り消すことも可能となっている。

一方、貸付は契約締結により行われるものであり、貸付料、貸付方法、貸付期間等は将来の活用計画や市場価値等を踏まえ、相手方との協議により柔軟に設定できるものである。

このように、行政財産の貸付制度は、貸し主たる区にとってはより高い収入を、借り主たる相手方にとっては安定的な施設利用を可能にするなど有効な資産活用の手法である。

このことを踏まえ、次の各事項について要望する。

① 行政財産に係る基本方針・運用指針・基準の策定

今後、行政財産の利用については、具体的に貸付制度又は使用許可制度のいずれとするかを判断するための「行政財産に係る基本方針」を整備されたい。さらに、それら財産活用の適正な処理がなされるよう、「行政財産に係る運用指針・基準」を策定されたい。

② 使用許可から貸付への切換え

従来より使用許可を更新する形で長期にわたって外郭団体や各種団体の事務室や店舗として使用を許可してきたものについては、使用許可期間が満了する機会を捉えて、「行政財産に係る基本方針」及び「行政財産に係る運用指針・基準」に基づき、順次適正な処理を行われたい。その際、これまでの経緯を踏まえた経過措置を設けるなど円滑な移行に配慮されたい。

(2) 財産の有効活用について

本区においては、現在、中・長期的な観点から区有施設の集約化などの施設再構築や施設などの財産の利活用が進められている。

しかしながら、現在区が有している施設等の公有財産のなかには未利用のものや、利用状況が低いものがあり、こうした未・低利用の公有財産を有効に利活用することが求められている。

このことを踏まえ、以下の各事項について要望する。

① 区有施設と隣接する児童遊園等の一体化による有効活用

旧雑司が谷保育園は老朽化等により建替えを必要としていたが、区民ひろばによる再編後廃止された旧雑司が谷児童館と隣接する雑司が谷一丁目第2児童遊園とを一体化することにより、新たな保育園用地として活用することができ、仮園舎への移転を必要としない建替えを可能とした。保育園としては円滑に2年間の工事を行い、平成19年度、公設民営の保育園として再スタートすることができた。

また、西池袋二丁目児童遊園は日中でも薄暗く、利用に不安感をもたれることがあり、利用が少なかった。一方、隣接する西池袋第一保育園は園庭が非常に狭く、子どもの戸外保育に支障を来たす状況があった。このため、地域の理解を得て、平成18年度、施設の有効利用を図るため児童遊園は廃止され、保育園の園庭として再整備された。施設職員や保護者からは「明るくなった」「園児の遊びの幅が広がった」との評価を得ている状況である。

これらの事例を踏まえると、次のような施設等についても同様の対応が可能と考えられる。

例えば、駒込福祉作業所、駒込生活実習所には駒込四丁目児童遊園が隣接している。同児童遊園との一体化ができれば、施設の園庭として体力づくりやスポーツ・レクリエーション等の行事を行う場を広げることができる。

他にも南長崎第四区民集会室と南長崎四丁目児童遊園、区民ひろば上池袋と上池袋三丁目第3児童遊園など隣接しあう施設がある。

こうした取組みは、施設の有効活用を促進する一方で、組織の縦割りによる弊害を排除し、施設の管理をし易くするという効果も期待できる。施設の運営や利用状況、地域の課題等を充分調査のうえ、拡大されるよう検討されたい。

② 未・低利用施設、未・低利用地の利活用

区民ひろばにより再編後廃止された旧池袋第一児童館や旧要町第二児童館、近隣の旧児童館用地に建て替えを行い移転した旧雑司が谷保育園、

巢鴨分庁舎1号館や旧文化財調査資料室等の施設は、現在利用されていない。また、旧西巢鴨女子職員寮、旧南大塚女子職員寮はその一部が保育園の倉庫となっている状況である。施設は、使われていなくても所有するだけで維持管理費が発生する。未・低利用施設も税で整備された公有財産であり、有効活用されるよう、諸々の課題について早期解決に努められたい。

また、利用状況が低い児童遊園や仮児童遊園、未供用の小規模用地などは、定期借地制度を活用してファミリー世帯用の住宅を誘致するなどの活用策を検討していくことも一つの方法である。

今後も、未・低利用施設、未・低利用地の有効な利活用を一層進められたい。

③ 区有通路等の処分

国有財産特別措置法第5条第1項第5号に基づき国から譲与を受けた法定外公共物のうち、公用または公共用に供する予定のないものについては、平成17年、財産価格審議会の上承を経て制定された法定公共物等評価基準に基づき売却事務を推進してきたところである。

同基準は、区において公用または公共用に供する予定のないものうち、その形状等から単独利用が困難と判断されるものその他に適用される。個別の価格審議を経ずに評定価格を自動的に計算できる同基準は、迅速な事務処理に大きく貢献をしてきたところである。

しかしながら、法定外公共物等の中でも、幅員の広い道路に接する物件や商業地域の中にある物件で、それらを所有することにより売却の相手方たる占有者や隣地の土地所有者が多大な利益を得る可能性の高いものは、相手方に応分の負担を求めることが当然である。

同基準には、「適用しないことができる」旨の規定も準備され、また、需給関係修正率といった調整割合についても「その率を修正することができる」とされているところであるが、このような売却のケースについて同基準の適用の可否について明確化するなど、適正価格で売却ができるよう検討されたい。

○所管部課：施設管理部財産運用課、同施設計画課

○関連部課：土木部公園緑地課、各施設所管部課

6. 指定管理者制度について

指定管理者制度について、本区においては平成17年度から新たな公の施設の管理手法として導入、実施がなされ、平成20年4月1日現在では28施設において、12の事業者が指定管理者に指定され、それぞれ施設の管理運営にあたっている。

平成20年4月からは新たに駒込福祉作業所、駒込生活実習所などの福祉施設にも導入されるとともに、各地域文化創造館、勤労福祉会館、心身障害者福祉ホーム（さくらんぼ）については2期目の指定管理が始まっており、公の施設の管理に関しては、指定管理者による管理が中心となりつつある。

このことを踏まえ、以下の各事項について要望する。

(1) 制度実施成果の検証について

平成19年度財政援助団体等監査報告書において、事業評価及びモニタリングについて要望したところであるが、特に上記のような指定管理期間の切替えや新規施設への導入にあたっては利用者の満足度調査等の結果を反映した管理運営業務やサービスの改善が重要となる。

この点、平成17年度及び18年度の「指定管理者制度の事業評価報告書」においても、特に利用者の満足度に関する十分な分析と評価が実施されたとは言いがたい状況である。

より効果的な評価制度の確立と評価基準の明確化、モニタリングの結果を通じた改善措置の充実を図られたい。

また、実施結果については積極的に公表やPRの充実を図り、指定管理者制度に対する区民の理解促進に努められたい。

(2) 新たな施設への導入について

① 図書館

現在、区立図書館については非常勤職員の活用や業務委託の推進を通じた直営での管理運営が行われている。

平成19年7月に開設した新中央図書館については、各種の講座や地域ゼミナール、ビジネス支援など多様な事業が展開されており、それらの事業の推進には民間活力を一層活用した方が有効であると考えられる。また、新中央図書館と同じビルに併設されている舞台芸術交流センターについては、指定管理者による管理が行われており、中央図書館との連携強化を図ることとされている。さらに、平成20年度より図書館の所管が補助執行の形で教育委員会から区長部局（文化商工部）へ移行され、区民に対する芸術・文化の振興や生涯学習推進事業との施策や事業の密接な連携が指向されているなどの状況があり、舞台芸術交流センターとともに同一の指定管理者による一元管理のメリットが充分あるものと考え

えられる。

以上の状況に鑑み、今後の図書館の管理運営を検討する中で、図書館における指定管理者制度導入の可能性について検討を進められたい。

② 自転車駐車場

自転車駐車場については、平成17年度より巣鴨地区の施設において指定管理者による管理運営が実施された。さらに、平成19年7月からは指定管理者の自主事業としてコイン式による路上駐輪施設も開設され、放置自転車対策及び利用者サービスの向上に貢献し、成果をあげている。

放置自転車対策は本区における重要施策のひとつであるが、指定管理者による管理の成果を踏まえて、指定管理者による管理の条件が整う他施設への積極的な導入を図ることが必要である。駐輪場の整備計画との整合性や従来の管理委託からの円滑な移行などに配慮しつつ、指定管理者制度の他地区施設への拡充を検討されたい。

なお、千川駅路上駐輪場では、コイン式による路上駐輪施設を設置し、投資額が少なく利用効率の高い管理手法がとられている。財政効果の観点から、地域の放置自転車の状況を勘案しつつ、これまでの土地賃貸方式の解消を図るため、このような方式への転換を促進し、他施設においても可能な限り導入を図るとともに、放置自転車の保管所については保管期間の更なる短縮と常設の保管場所確保に努められたい。

③ 福祉施設

平成20年度から駒込福祉作業所、駒込生活実習所において指定管理者制度が導入された。導入後の利用者からの評価も高いとのことであり、導入後の十分な検証の上で、本施設と同様の事業を行う目白福祉作業所及び目白生活実習所についても、導入計画に基づき、指定管理者制度への移行を図られたい。

また、福祉ホーム「さくらんぼ」の指定管理については2期目に入っているが、当施設に併設されている西池袋第二区民集会室については業務委託契約により福祉ホームの指定管理者が引き続き管理を行っている。施設の性格上指定管理者の職員が常駐している状況を考慮すれば、業務委託から指定管理者制度への移行が可能と考えられる。集会室の効率的運営も期待できることから指定管理者制度での一括管理運営方式を検討されたい。

なお、同様な管理方式をとる複合施設についてもあわせて検討を進められたい。

○所管部課：政策経営部行政経営課、文化商工部文化観光課、図書館担当部図

書館課、土木部交通安全課、保健福祉部障害者福祉課

○関連部課：指定管理者運営施設を所管する部課

7. 保育園について

(1) 現在、区立保育園については直営が25園、公設民営で運営される園が2園のほか、民設民営化した保育園が1園ある。未来戦略推進プラン2008では、保育園について「計画的に半数程度の区立保育園の民営化または委託化を進めている。」とされており、また、民営化のための施設の改修工事も順次実施される計画となっている。

(区立保育園管理運営の方式等)

管理運営方式	施設の設置・管理運営方法	土地・建物の権利関係等
直 営 (公設公営)	区の直接管理運営 (施設の設置、管理運営とも区である)	現状では土地、建物ともに区が所有する
公設民営	民間事業者へ管理運営業務委託 (施設の設置は区、管理運営は事業者へ委託)	
民設民営	民間事業者による管理運営 (施設設置など、管理運営は事業者である)	①土地、建物とも区から借用 ②土地－区所有(定期借地権設定) 建物－事業者所有 ③土地、建物とも事業者所有

保育園の管理運営形態については、民営化に関連して概ね表のとおり3類型に整理することができるが、土地・建物の権利関係に着目すると直営及び公設民営施設については現状では区が行政財産として引き続き所有することとなる。

一方、民設民営化が予定される保育園については、民間事業者との関係で長期の土地(場合により建物も含む)に関する権利義務関係が発生するケースが生じることが想定される。

したがって、民設民営化のケースは、民営化後の財産の管理、権利関係について民間事業者と後の争訟を回避することや、適正な公有財産の長期使用を図る観点から、民営化に伴う財産関係の方針、基準を早急に整備するとともに、事業者とは協定などの形であらかじめ明確な取決めを交わすよう努められたい。

(2) 保育園の管理運営については、平成13年3月30日の厚生労働省通知により「運営業務を民間主体(NPO、株式会社等)へ委託可能である」旨示されているところであるが、保育園を管理運営する事業者については、

保育事業の安定、充実の視点に立脚した施設運営が求められることから、運営を担う事業者については公募方式の選定であっても安定かつ実績の観点を重視した選定が行われる必要がある。

運営主体の選定にあたっては、福祉事業での運営能力や実績を踏まえた選定方式を検討されたい。

- (3) 現在、区では公設民営の区立保育園については、業務委託による施設管理運営を基本としているが、一方で福祉施設について指定管理者による管理運営がすでに導入されていることを考慮すれば、保育園についても指定管理者制度の導入は充分可能であると考えられる。また、1年ごとの契約更新が基本となる業務委託と比較し、複数年にわたり事業者が管理運営を行う指定管理者制度の方がより安定的な経営が期待できる。

区立保育園における指定管理者制度導入の可否について検討を進められたい。なお、長期継続契約による業務委託についてもあわせて検討されたい。

○所管部課：子ども家庭部保育園課、政策経営部行政経営課、総務部契約課、施設管理部財産運用課

8. 池袋保健所と健康センター構想について

現池袋保健所は、平成10年11月に新池袋保健所として竣工移転、同年12月より開設し保健所業務を行っている。平成14年4月には、組織改正により長崎保健所との統合を行い、現在、「豊島区健康推進プラン」に基づく「区民の健康づくりの推進」や「保健医療対策の充実」などに取り組んでいる。

本年6月に出された新庁舎整備方針（案）では、現庁舎地区の公共施設のあり方について、区民センターの改築にあわせ、池袋保健所との一体的な連携を図り区民の健康づくりの拠点となる「健康センター」構想の実現を検討していくとされている。

今後、「健康センター」については現池袋保健所との一体的な運営とともに池袋保健所内の施設の的確な再配置が求められることになる。

現在の池袋保健所は、内階段踊り場の円形設計や二階の一部吹き抜けなど施設の効率的利用の観点からの設置や設計上の課題が見受けられる。

本来、公共施設はシンプルで機能的かつ廉価で汎用性の高い素材を選定し設計すべきである。

また、所内の施設配置においても、エイズ知ろう館、あうる薬局、休日診療所やあぜりあ歯科診療所等、多くの施設が配置され、事務室は狭隘である状況から勘案して、これらの施設のあり方等の検討を踏まえ、施設についての再構築並びに再整備が必要と考えられる。

新庁舎整備に伴う健康センター構想の策定に際しては、以上の事項の改善についても考慮されたい。

○所管部課：池袋保健所地域保健課、同健康推進課、長崎健康相談所

9. 埋蔵文化財について

文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内及びその隣接地等の敷地における建築にあたっては、工事に先立ち、埋蔵文化財の発掘調査を実施し、埋蔵文化財の記録及び保存を行うこととされている。

本区では平成19年度には37件の発掘調査が行われた。

この発掘調査により出土品は年々増加する一方であり、毎年、出土品専用の保管箱〔規格は59cm×38.6cm×(15.4cm、20.7cm、30.5cm)の3種類〕で200～300箱が増加している状況である。現在までに保存されている保管箱の数量は、1万箱を超えている。

保管箱の保存場所については、現在旧第十中学校などの廃校後の学校施設等を中心としているが、これらの場所が満杯となる状況から、平成19年度には、埼玉県の上芳ランド内にコンテナ6基を新たに設置するなどの対応を行った。しかし、この保存場所についても今後3年程度で保管容量の限界に達する見込みであるとされていることから、更なる場所の確保が課題となる。

もとより埋蔵文化財として発掘された出土品についての文化的価値は認めるところであるが、一方で保存場所や費用対効果の面からどのような方法で有効かつ適切な保存を図っていくのかが大きな課題となる。

文化財保護法や文化財登録制度などを踏まえながら、発掘された文化財についてそれが有する文化的価値を的確に審査・判断するとともに、その保存及び廃棄に関する明確な基準を確立し、保存方法等の見直しと保存対象文化財の明確化を図られるよう要望する。

○所管部課：教育総務部教育総務課

10. 竹岡健康学園について

竹岡健康学園は、虚弱・喘息・肥満などの区立小学校3年生以上の児童を対象に、小学校所定の教育課程を履修させながら健康の回復・増進を目的とし、児童の心身の健全な成長を図るため、学園経営方針に基づき学園運営を行っている定員60名の施設である。

平成12年度に、「豊島区行財政緊急再建計画」の提言を受け、学園の役割と今後のあり方についての検討を行うため、竹岡健康学園検討委員会を設置し検討を重ね、その結果、平成13年4月に報告書が提出されている。

報告書では、学園の存置基準として「今後、一つの学年に在籍する児童が3名未満となる学年が複数存在する状況が2年間連続した場合には、当該年度をもって学園を廃止する。」を示している。

特別区における健康学園の設置状況は、財政状況や少子化の進展及び入園児童の態様の変化などによる利用児童の減少傾向により、平成10年度末で16区であったが、平成19年度末には豊島区を含め5区となり、このうち本区を除く3区は、学園のあり方について検討中あるいは検討予定としている状況である。本年度に入り、目黒区では今年度末に学園を廃止する方針を固め、本年第三回定例議会に廃止の条例案が提出されている。

本区における学園の在籍児童数を見ると、各年5月1日現在で、平成18年度は17名、19年度は16名、そして20年度においては11名と前年より5名の減となり、定員に対する在籍児童数の割合は、18.3%となっている。

ここ数年の入園児童の状況や特別区の設置・廃止状況及び施設の効率的運営等の観点を踏まえ、学園の存置基準のあり方や虚弱児童等に対する区内での健康増進対策もあわせて検討し、学園の存廃について早急に結論を出されるよう要望する。

(在籍児童数)

(各年5月1日現在)

学年	18年度	19年度	20年度
3年生	1	3	2
4年生	8	2	1
5年生	4	7	4
6年生	4	4	4
合計	17名	16名	11名

○所管部課：教育総務部教育指導課、同学校運営課、同教育改革担当課長

11. 福祉タクシー券について

福祉タクシー券は、障害者の生活圏域の拡大と生活の利便性確保のため、申請に基づき交付されており、リフト付乗用車運行委託事業、自動車燃料費助成事業とともに障害者の生活における利便性確保のために不可欠な福祉サービスとなっている。平成19年度末における登録者数は3,983名、利用金額合計は9,950万円であり、また利用券交付枚数322,558枚に対し実利用枚数は291,016枚となっており、90%を超える利用率となっている。

本年度の定期監査において、福祉タクシー券のあり方や利用状況の把握等について質疑があったが、9月の新聞報道により本区が発行した福祉タクシー券が発券額より大幅に低い金額で金券ショップにて販売されていることが発覚した。本件は交付を受けた本人の紛失によるものであったが、福祉タクシー券の利用状況の的確な把握、不正利用の防止や紛失した場合の対応などについて検討を進められたい。

一方、事業費のうち2%ないし3%の事務手数料が契約するタクシー事業者へ支払われており、その合計額は約270万円に上っている。また、この手数料は契約するタクシー会社によりこれを支払っているケースが26社、支払っていないケースが45社であり、特に、新規参入の事業者には支払われていないケースが多い。この点については、これまでもタクシー業界に対し、23区一体となって要望等も行われてきたところであるが、事業者間の公平な競争を確保する意味からも契約のあり方や手数料の取扱い方法の適正化に向けさらに検討を進められたい。

○所管部課：保健福祉部中央保健福祉センター

12. 職員研修、人材育成について

職員の育成については、「豊島区人材育成計画－職員パワーアッププラン」が平成17年12月に策定され、本計画に基づく「豊島区職員能力開発計画」を基本に研修等が実施されている。

計画の基本的考え方は、競争と協働の時代の要請に応えられる経営感覚、政策形成能力、マネジメント能力などの幅広い能力の育成である。

これらの能力の効果的な育成のためには、特別区職員研修所等における共同研修への参加だけでなく、より実践的な専門知識の修得や能力開発の機会の充実も重要である。

また、今後、財務会計等のシステム導入に伴い、職員のシステムへの習熟を図ることや、平成21年度からの発生主義による財務諸表の作成を含む公会計制度への理解の必要性が高まってくる。

このような状況を踏まえ、以下の事項について検討を進められたい。

- ① 他自治体での取組みに実践的に触れ、優れた施策や先進事例を学ぶとともに、自治体間の交流を活発化させ、本区における施策・事業の実現を図る一助として、他自治体の視察制度、民間研究機関（シンクタンク）への職員派遣などの制度化について検討されたい。
- ② 外部委託の浸透や施設の再構築等によって、特に福祉などの専門職種については職域の拡大が必要とされ、同一職種内での職務名変更が柔軟に行われている。他職場体験研修や自己啓発支援など、より幅広い経験や能力を身につけ、状況変化に柔軟な対応ができる能力の育成に向け研修体制、研修内容の充実に努められたい。
- ③ 職員2,000名体制の実現に向け、再任用職員の活用が一層進んでいくことが想定される。各職場において生きがいを持ちながら長年培った職務経験を十分に発揮できるようOJTの充実に努められたい。
- ④ 新たな財務会計システム等の操作への習熟や新公会計制度による財務諸表、複式簿記の作成など、職員の専門知識の修得や能力の育成を図られたい。

○所管部課：総務部人事課、同人材育成課、政策経営部情報管理課

13. 公共施設の緑化推進について

公共施設の緑化については、本庁舎屋上や他の公共施設において積極的に推進しているところであり、環境対策の面からも一定の効果があるとされていることから可能な限り推進していく必要がある。

このモデル的事業として、清掃事務所の屋上緑化については建設当初から計画され実施されてきたところであるが、今年度の施設監査時点において十分な管理や整備が行き届いていない状況であった。今後、公共施設緑化のモデルに相応しい取組みを推進されたい。

○所管部課：清掃環境部豊島清掃事務所、土木部公園緑地課